

買取期間満了後の余剰電力の活用方法

買取期間満了後の余剰電力は、次のような活用の選択肢があります。

- 電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて、自家消費を拡大
- 小売電気事業者と買取契約を締結し、余剰電力を売電

なお、太陽光発電の買取期間満了に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」でわかりやすく紹介されております。

売電が可能な小売電気事業者の一覧等も掲載されておりますので、是非ご覧ください。

<資源エネルギー庁WEBサイト「どうする？ソーラー」>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

インターネット検索

どうする？ソーラー

検索

<資源エネルギー庁 問い合わせ窓口>

0570-057-333

[受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝、年末年始を除く)]

買取期間満了後のお手続き

弊社(一般送配電事業者)とのご契約は終了いたしますので、新たな売電先となる小売電気事業者をお選びいただき、各社が定める方法に従ってお申し込みください。(買取を行う小売電気事業者については、上記の資源エネルギー庁WEBサイトをご参照ください)

※ 買取期間の満了後は、弊社(一般送配電事業者)に売電することはできません。

なお、お手続きには一定の時間を要する可能性がありますので、早めのお手続きをおすすめいたします。

買取期間満了に伴う注意事項

- 買取期間満了後のお手続きが行われず新たな売電先とのご契約が無い場合も、暫定的な対応として、従来通り発電を継続することができるものとします。なお、買取期間満了後に売電先が不在となった場合、自家消費できず余剰となった電気は、弊社(一般送配電事業者)による無償引き取りとなりますので売電先変更の際はご注意ください。

この場合、電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。弊社(一般送配電事業者)が必要と判断した際は、発電した電気が系統設備に流入しないための措置を講じていただく場合があります。その際、従来通り発電が継続できなかったことにより生じた損害については、弊社(一般送配電事業者)は賠償の責を負いません。

- 上記は暫定的な措置になりますので、できるだけ速やかに売電先となる小売電気事業者とご契約ください。

本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了を記す書類となりますので、大切に保管してください。